

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小田奈良須両池土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成27年9月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の種類	氏名	住所	退任年月日
理事	植田 武典	高松市川部町695番地1	平成26年2月16日
〃	豊島 繁春	〃 岡本町615番地	〃
〃	渡邊 隆司	〃 円座町2098番地	〃
〃	福田 保富	〃 西山崎町594番地1	〃
〃	鵜野 義昭	〃 檀紙町1370番地1	〃
〃	横倉 輝章	〃 中間町650番地	〃
〃	窪田 公明	〃 飯田町369番地4	〃
〃	佃 光廣	〃 御厩町1320番地2	〃
監事	北村 昇	〃 川部町1692番地1	〃
〃	川西 光雄	〃 岡本町1432番地1	〃
〃	穴吹 哲夫	〃 御厩町2029番地1	〃

2 就任した役員

役員の種類	氏名	住所	就任年月日
理事	植田 武典	高松市川部町695番地1	平成26年2月17日
〃	川西 光雄	〃 岡本町1432番地1	〃
〃	新名 雅夫	〃 円座町1187番地	〃
〃	藤田 邦夫	〃 西山崎町111番地4	〃
〃	堀 道雄	〃 檀紙町249番地1	〃
〃	横倉 輝章	〃 中間町650番地	〃
〃	窪田 公明	〃 飯田町369番地4	〃
〃	佃 光廣	〃 御厩町1320番地2	〃
監事	川崎 正視	〃 飯田町864番地	〃
〃	四宮 巖	〃 檀紙町1313番地	〃
〃	吉井 哲雄	〃 中間町311番地2	〃